長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要項

社会福祉法人長野県社会福祉協議会
（長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関）

（目的）

第１条　本要項は、介護支援専門員実務研修「実習Ⅱ」実施要項第６条に規定する実習受入協力事業所（以下、「協力事業所」）の登録について、その取扱いを定めることを目的とする。

（協力事業所登録の要件）

第２条　協力事業所は次の各項に掲げる基準を全て満たすものとする。

１　以下の要件を満たした実習指導者を配置していること。

常勤専従の主任介護支援専門員（施設にあっては現任の介護支援専門員）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴指導者養成研修を修了していること。※

⑵法定研修及び長野県介護支援専門員協会が実施する法定外研修において、過去３年以内に１回以上講師又はファシリテーターを務めていること。

⑶主任介護支援専門員更新研修修了者

※平成24年度～介護支援専門員研修演習助言者養成研修（長野県社会福祉協議会実施）
平成27年度～介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修（長野県、長野県社会福祉協議会実施）

２　県または市町村が実施する指導監督において、改善勧告を受けたことがないこと。

３　長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関である長野県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）第11条に定める協力事業所登録取り消しを１年以内に受けていないこと

（協力事業所の責務）

第３条　協力事業所は、受入依頼があった場合は、原則受入をすることとする。正当な理由なく受入ができなかった場合、県社協は下記第11条に定める長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り消し通知書（様式第７号）を施行するものとする。

（登録の期間）

第４条　登録期間は申請のあった翌年度の７月３１日までとする。

（登録の申請）

第５条　登録を希望する事業所は、別途県社協が定める期日までに、長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（様式第１号）に必要書類を添付の上、県社協に提出するものとする。

（登録の承認、不承認）

第６条　県社協は、前条により登録希望事業所から申請を受けた場合、第２条に規定する要件を確認し、承認の可否を長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認（不承認）通知書（様式第２号）により通知するものとする。なお、登録内容については、介護支援専門員実務者研修の運営に必要な情報を研修受講者に提供できるものとする。

（登録の変更）

第７条　協力事業所は、第６条の規定により承認を受けた内容に変更が生じた場合、速やかに介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録申請書（様式第３号）を県社協に提出するものとする。

（登録変更の承認）

第８条　県社協は、前条により協力事業所から登録変更申請を受けた場合、第２条に規定する要件を確認し、承認の可否を長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更承認（不承認）通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（登録の取り下げ）

第９条　協力事業所が、下記事項に規定した事態となった場合、速やかに長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り下げ届（様式第５号）を県社協に提出するものとする。

（１）登録した事業所が閉鎖する場合

（２）第２条の掲げる要件を満たさなくなった場合

（登録取り下げの承認）

第 10 条　県社協は、前条により登録事業所から取り下げ届を受理した場合は、長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り下げ受理通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（登録の取り消し）

第 11 条　県社協は、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができるものとし、長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り消し通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（１）申請に虚偽があった場合

（２）登録要件を満たさなくなったことが明らかになった場合

（３）長野県介護支援専門員実務研修「実習Ⅱ」実施要領第 10 条第１項（１）に規定する長野県介護支援専門員実務研修実習事業所実習受入依頼書（様式第１号）による実習を、正当な理由なく実習生の受け入れをしなかった場合

（登録の更新）

第 12 条　協力事業所が登録を更新したい場合は、長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所更新申請書を（様式第８号）を毎年度６月１日～６月末日までに県社協に提出するものとする。

（更新登録の承認、不承認）

第 13 条　県社協は、前条により登録事業所から申請を受けた場合、第２条に規定する要件を確認し、承認の可否を７月末日までに長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所更新登録承認（不承認）通知書（様式第９号）により通知するものとする。

附　則

この取扱いは平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

この取扱いは平成 29 年 4 月 30 日から施行する。